

徳島県告示第百九十四号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(徳島県営林極印使用規程の一部改正)

第一条 徳島県営林極印使用規程(昭和三十四年徳島県告示第百六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「林業戦略課長」を「スマート林業課長」に改める。

(昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号の一部改正)

第二条 昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号(徳島県立自然公園を指定する件)の一部を次のように改正する。

「県民環境部環境首都課」を「危機管理環境部環境首都課」に改める。

(平成二十四年徳島県告示第二百十七号等の一部改正)

第三条 次に掲げる告示の規定中「県民環境部環境管理課」を「危機管理環境部環境管理課」に改める。

一 平成二十四年徳島県告示第二百十七号(騒音に係る環境基準の地域類型を指定する件)

二 平成二十四年徳島県告示第二百十八号(騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定する件)

三 平成二十四年徳島県告示第二百十九号(騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件)

四 平成二十四年徳島県告示第二百二十一号(徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を定める件)

五 平成二十四年徳島県告示第二百二十三号(振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定する件)

六 平成二十四年徳島県告示第二百二十四号(特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件)

七 平成二十四年徳島県告示第二百二十五号(振動規制法の規定による知事が指定する区域を定める件)

八 平成二十四年徳島県告示第二百二十七号(悪臭防止法の規定による規制地域を指定する件)

(平成二十六年徳島県告示第百五十二号の一部改正)

第四条 平成二十六年徳島県告示第百五十二号(津波災害警戒区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

「危機管理部とくしまゼロ作戦課」を「危機管理環境部とくしまゼロ作戦課」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。